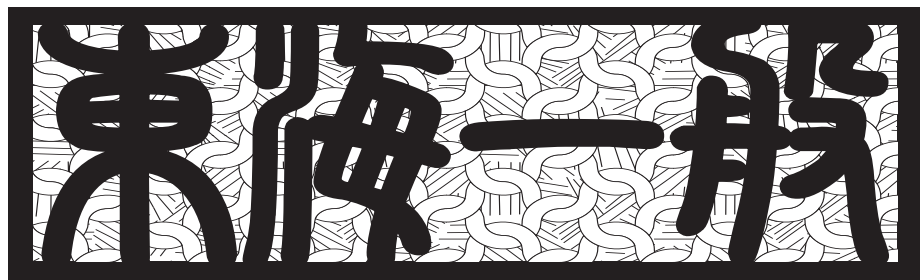




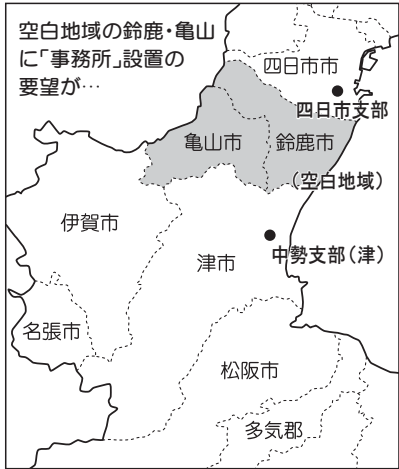
### 各種申請書には マイナンバー が必要になりました

社会保険及び労災・雇用などの申請書にはマイナンバーの記載が義務化されました。



東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

本部  
四日市市芝田1丁目11-27  
☎(059)356-1017  
中勢支部 松阪支部  
津市上井財町18-13ワーブビル2F  
☎(059)213-1193  
伊賀支部  
伊賀市上林670 ☎(059)213-1193  
名張支部  
名張市緑が丘東182 ☎(059)213-1193  
南勢支部  
伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717  
HP://www.tokai-ippan.net/



鈴鹿在住の複数の組合員から森永委員長に対して、「鈴鹿に組合事務所を設置して欲しい」との要望がありました。鈴鹿地域の組合員の所属は労働基準監督署などの管轄から四日市本部と中勢支部（津市）にふり分けてきました。

しかし同地域での新規加入者が増えるにつれて、事務処理の遅れも目立ってきました。組合事務所の要望はこうしたことが背景となつています。これまでは四日市・津地域を拠点に組織拡大を続けてきましたが、その中間にある鈴鹿・亀山地域は空白地帯となつていました。

特に鈴鹿は自動車産業を中心に人口拡大が続く、建設業に従事する方の比率も相対的に高まっており、組合事務所設置の展望も見込める状況にあります。

## 鈴鹿に事業所設置を

## 労働保険年度更新のお願い

労働保険(労災保険+雇用保険)に加入されている事業所に対して、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間の元請け工事の明細と労働者に支払われた総支給額を報告するようお願いしています。4月10日迄に組合に提出してください。元請け工事は消費税抜きの金額です。報告がない場合は「脱退扱い」の可能性もありますので注意してください。

## 税務調査が本格化

### 対処できますか？

三月末で税金申告が終了し、今後は税務調査が本格化します。建設業界は人手不足のありを受け、受注単価が高騰。こうした状況を踏まえ、税務当局は建設業を好況業種と判断し、資料収集や事前の調査態勢を強化しています。今年の申告状況は前年度に比較し、各業種とも相対的に売上が上昇し、所得額も大幅に増えていきます。税務当局もこうした建設業界の状況を住宅着工戸数や建築資材の動向から把握しており、4月以降の税務調査に備えています。今後予想される税務調査を

乗り切るためにも、日頃の帳簿管理が必要となつていきます。また、建設業は一般的に売上金額が高く、消費税の課税業者(売上額1千万円以上)になる事業所も年々増加の一途をたどり、その多くが青色申告を届けることで、節税対策を講じています。しかし、青色申告は記帳業務が複雑で、大半の方が年度途中で記帳を放棄するケース



三重計算センター（四日市）

が見受けられます。くわえて、従業員がいる場合、その方達の源泉徴収業務なども加わり、申告時にパニックに陥ることも少なくありません。こうした状況下で税務調査を受ければ最悪の結果が待ち受けています。売上げの除外や経費の水増しなど悪質な課税逃れは、通常3年間の調査期間が7年間に達し、事業の存続も危うい事態も招きかねません。

組合員のこうした不安に対処するため、組合では日常の記帳業務から税務調査の立ち会いまで、税務申告の一切を「三重計算センター」とタイアップし、組合員の要望に応じています。

債務整理・会社設立・介護入居・税金申告・交通事故など  
どお困りの方はご相談を。専門家が対応します  
担当：森永 090-8678-3231

## 一人親方にも拡大

### アスベスト訴訟

#### 東京高裁

建設資材のアスベスト(石棉)を吸って肺がんなどになったとして、首都圏の元建設労働者ら354人が国と建材メーカー12社に約120億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が3月14日、東京高裁でありました。



親方を幅広く認めたのは初めて。一方で判決は、メーカーの責任は一審と同様に。判決は、国は遅くとも1976年以降、事業者が労働者らへの防じん

マスクの着用を義務付けたり現場などに警告を表示すべきだったと指摘し、国が規制しなかったことを違法と結論づけました。救済の対象期間も、18年以降とした一審判決より広げました。そのうえで、一人親方を個人事業主を巡る国の責任を検討し、「有害物の規制や職場環境の保全といった労働安全衛生法の趣旨や目的は労働者以外も保護する必要がある」と指摘。一人親方が建設現場で重要な地位を占めていることを踏まえ、国が規制しなかったことで利益が侵害されたと判断しました。

## 10万円入金

前月の機関紙に掲載した記事「120万円を支払え」の当事者Aさんから連絡があり、「3月10日に10万円の入金がありました」と喜びの声。Aさんは工事代金120万円が回収できずに悩んでいた。組合が代行して裁判所に「支払督促」の手続きを行い、「3月から毎月10日に10万円を12回支払う」ことで合意。支払い督促の手続き一切を組合で代行しました。

## 平成30年度 特定健康診断開催のお知らせ

- 第1回 5月19日(土)
- 第2回 5月20日(日)
- 第3回 5月27日(日)

- ◆健診会場 四日市市勤労者・市民交流センター 東館3階大会議室 (四日市市日永東1-2-25 (四日市緑地公園内))
- ◆健診費用 無料 (個人負担はありません)
- \*40歳から74歳の全ての被保険者(組合員と家族)を対象に「特定健康診断」を実施することが義務づけられています。
- \*40歳未満の被保険者の方も個人負担無しで特定健康診断を受診できます。但しこの検診を受診された40歳未満の方は「人間ドック等補助金申請」はできませんのでご注意ください。
- ◆締切日 平成30年4月24日(火)迄
- ◆連絡先 ☎059-354-2695 (電話でも受付します)





技能検定は取得した技能を一定の基準で検定し、国が証

# 前期技能検定のご案内

明する「技能の国家検定制度」です。技能に対する社会的な評価を背景に技能者の地位向上を図ることを目的としています。

## 前期技能検定の日程

受検申請受	平成30年4月4日(水) ~ 4月17日(火)
実技試験	平成30年6月5日(火) ~ 9月9日(日)
学科試験	平成30年8月19日(日) 8月26日(日) 9月2日(日)
合格発表	平成30年9月28日(金)
実施予定職種	左官、塗装、造園、建築板金など

実技試験の減免額は900円。実技試験の受講料は17900円で、減免対象者は8900円と半額程度になります。学科試験には減免措置はありません。左記まで連絡してください。三重県職業能力開発協会 059-228-2732

## 来年度

# 配偶者特別控除

### 150万円~201万円

【配偶者控除】	世帯主の合計所得(年収)			
	900万円(1,120万円以下)	950万円以下(1,170万円以下)	1,000万円以下(1,220万円以下)	1,000万円超(1,220万円超)
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	-
老人控除対象配偶者(70歳以上)	48万円	32万円	16万円	-

2018年からの「配偶者特別控除」 「配偶者特別控除」の対象となる、世帯主と配偶者の年間の合計所得金額が次のようになり、控除額も変更されました。年収要件、控除額以外は2017年までの要件と同じです。

【配偶者特別控除】	世帯主の合計所得(年収)			
	900万円(1,120万円以下)	950万円以下(1,170万円以下)	1,000万円以下(1,220万円以下)	
配偶者の合計所得(給与年収)	85万円以下(150万円以下)	38万円	26万円	13万円
	90万円以下(155万円以下)	36万円	24万円	12万円
	95万円以下(160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	100万円以下(166万7999円以下)	26万円	18万円	9万円
	105万円以下(175万1999円以下)	21万円	14万円	7万円
	110万円以下(183万1999円以下)	16万円	11万円	6万円
	115万円以下(190万3999円以下)	11万円	8万円	4万円
	120万円以下(197万1999円以下)	6万円	4万円	2万円
	123万円以下(201万5999円以下)	3万円	2万円	1万円

パート主婦には得で高所得者には損 配偶者控除制度の主な変更点をまとめると、次のような内容になります。配偶者控除の世帯主の年収要件が追加されたので、高所得者は控除が受けられなくなる(又は控除額が減少)。配偶者の年収要件の上限が引き上げられたので、適用範囲が拡大した。日本の夫婦は一般的に、世帯主が会社員(夫)で配偶者がパート主婦(妻)という世帯が多いかと思えます。日本の夫婦の実態と、変更点を合わせて考えると、今回の改正でより大きな影響を受けるのは「パート主婦」と「高所得者」であるということがわかります。

## 社会保険(健康保険+厚生年金) (H30年4月~)

月額	健康保険(11.47%)		厚生年金(18.3%)	
	全額	折半額	全額	折半額
15万	17,205円	7,425円	27,450円	13,725円
20万	22,940円	11,470円	36,600円	18,300円
25万	27,528円	13,764円	43,920円	21,960円

※40歳以上60歳未満の方の保険料です。

# パート主婦に影響

## 社会保険の負担増

パートで働く主婦がいる世帯の税金を減らす配偶者特別控除について、2018年から減額の基準となる給与収入が103万円から150万円に拡大されました。就業時間が調整され、働く時間が長くなると期待されま

したが影響は限定的となつて控除がゼロにならないよう妻

います。社会保険料の支払い負担が生じるなどが邪魔になっています。

の年収に応じて控除額が段階的に減るようになっており、これが特別控除です。

働けるような求人条件を打ち出すような募集は出ていない(リクルート)。

17年までは妻の年収が103万円になるとこの特別控除が段階的に減額されていく仕組みでしたが、18年からは減り始めるラインを150万円に引上げ、収入が201万円を超え控除がゼロになります。

背景にあるのは税制以外のハードル。まず、企業の手当で従業員向けの配偶者手当の支給基準は税制との釣り合いをとるため、多くの企業で妻の年収を103万円以下に設定しています。

女性の社会進出を阻んできた103万円の税の壁を見直し、パートの主婦層がより柔軟に就労時間を延ばしやすくなるのが特別控除引き上げの狙いです。これまでより長く

厚生年金や健康保険などの社会保険を巡っても、従業員が501人以上の企業の場合、年収106万円以上になった従業員は保険料を支払うよう義務付けられています。

# 国民年金の「任意加入」制度

現在の国民年金はすべての人が20歳から60歳になるまで強制加入の保険制度です。60歳以後は保険料を納める義務はありませんし、この40年間保険料を納めると65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れます。ただし、40年間に未納があ

り、老齢基礎年金を満額受け取ることができない人は、65歳になるまで、60歳以後も任意で国民年金に加入し年金額を増やすことができます。これが任意加入制度です。未加入期間のある人も同様です。老齢基礎年金の満額は2018年度、年間77万9300円です。もし未納や未加入の期間が1年あると、40分の1に当たる1万9500円ほどは減額されます。

この分を取り戻そうとすると、1年間任意加入をすれば18年度は年金19万6000円の保険料を納めなければなりません。1万9500円のために、約10倍の保険料を納める計算です。

つまり、10年間受給してようやく元がとれるわけです。これを損と見るか得と見るかは皆さんの判断にお任せします。

**建設業の活力 働く者の安心 建設業退職金 建退共**

建設業の退職金は日本全国どこの現場でも 公共工事も 民間工事も **建退共**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL. 03-6731-2866